

当院の施設基準等について（2026 年 2 月 1 日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準等に基づいて診療及び看護を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

① 地域包括ケア病棟入院料 2

当院の地域包括ケア病棟（2 階）では、1 日に 14 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、9 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、勤務帯ごとの配置は次のとおりです。

（曜日時間帯による傾斜あり）

- ・朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

- ・夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、それぞれ 30 人以内です。

② 療養病棟入院基本料 1

【3 階西 医療療養病棟 34 床】

当院の療養病棟では、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 6 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、勤務帯ごとの配置は次のとおりです。

（曜日時間帯による傾斜あり）

- ・朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、それぞれ 11 人以内です。

- ・夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 34 人以内です。

【3 階東 医療療養病棟 36 床】

当院の療養病棟では、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 6 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

（曜日時間帯による傾斜あり）

- ・朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、それぞれ 11 人以内です。

- ・夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで

看護職員及び看護補助者 1 人当りの受け持ち数は、それぞれ 36 人以内です。

【4 階 60 床・5 階 60 床 医療療養病棟】

4 階・5 階では、それぞれ 1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 9 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、勤務帯ごとの配置は次のとおりです。

（曜日時間帯による傾斜あり）

- ・朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、それぞれ 12 人以内です。

- ・夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで

看護職員及び看護補助者 1 人当りの受け持ち数は、それぞれ 30 人以内です。

③ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

2. 九州厚生局への届出事項に関する事項

当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

① 入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）

当院は入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

② 基本診療料に係る事項

- ・療養病棟入院基本料 1、在宅復帰機能強化加算、経腸栄養管理加算

対象病棟 3 階東病棟（36 床） 3 階西病棟（34 床） 4 階病棟（60 床） 5 階病棟（60 床）

計 4 病棟 190 床

- ・地域包括ケア病棟入院料 2、看護補助者配置加算

対象病棟 2F 病棟（60 床）

- ・診療録管理体制加算 3

- ・療養病棟環境改善加算 1

- ・データ提出加算 2・4

- ・認知症ケア加算 3

- ・入退院支援加算 1
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・感染対策向上加算 3
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・協力対象施設入所者入院加算

③ 特掲診療料に関する事項

- ・薬剤管理指導料
- ・在宅療養後方支援病院
- ・検体検査管理加算（I）
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・運動器リハビリテーション料（I）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・入院ベースアップ評価料

④ その他届出事項

- ・入院時食事療養（I）入院時生活療養費（I）
- ・酸素の購入価格の届出

3. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 21 年 4 月 1 日より、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和 5 年 1 月 4 日より、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨をお申し出下さい。

4. 保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。(金額には消費税を含みます)。

令和8年2月

保険外負担一覧表

以下をご利用されたときは、所定の自己負担額が必要となります。

	品目	数量	金額(税込)
食事関連	つるりんこ	1箱	1,296
	リハデイズ	1本	202
	経管栄養剤	1本	130~
文書	おむつ使用証明書	1通	550
	一般診断書・証明書	1通	3,300
	生命保険関係診断書	1通	5,500
	身体障害者診断書・意見書	1通	5,500
	臨床調査個人票(特定難病)	1通	5,500
	成年後見用	1通	5,500
	死亡診断書 1通目	1通	5,500
	死亡診断書 2通目~	1通	3,300
	その他	テレビ	1日
防水シート		1日	50
ベッド柵カバー		1枚/日	100
カニューレホルダー		1本	684
理美容代		1回	各種
ワクチン予防接種各種		1回	各種
鍵付き床頭台		1カ月	550
エンゼルセット		1回	16,500
ゆかた		1枚	3,850
リプレセンサー		1個	7,300
リプレセンサーリーダー		1個	4,500
FSプレジョン電極		1箱	1,782
メディセーフフィットチップ		1箱	2,178
ポケットランセット		1箱	368
メディセーフ針		1箱	535
サラヤアルコール含浸綿		1箱	343
CHG消毒綿		1箱	713
グルコレスキュー		1箱	583
シアリス		1錠	1,584
C D-R		1枚	2,200
モイスキンパッド		1枚	154

- テレビリモコン、床頭台の鍵を紛失、破損した場合は、実費をご請求致します。
- 防水シートは1日/枚と、交換した枚数をご請求致します。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

ご不明な点などございましたら、地域連携室又は病棟にお尋ねください。

5. 長期収載品の選定療養

2024 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》がある先発医薬品）の選定療養が 2024 年 10 月 1 日から導入されています。患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者様にご負担いただく仕組みです。

■対象となる医薬品

外来患者様の院内・院外処方

後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品（注射薬剤含む）

■対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合
バイオ医薬品については対象外となります。

入院の場合（退院時処方を含む）

■負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 となります。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

6. 施設基準の規定による院内掲示事項及びウェブサイト掲載事項

①医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

②医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋を発行する体制については、今後導入する為に準備を進めております。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、今後導入する為に準備を進めております。
(令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置)

③ 情報通信機器を用いた診療について

当院では、初診において向精神薬の処方はいませんので、あらかじめご了承ください。

④ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

⑤ 協力対象施設入所者入院加算について

当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っております。

下記の介護保険施設の協力医療機関として、当該介護保険施設から 24 時間連絡を受ける体制をとっております。

さらに、連携介護保険施設と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針の共有を図るため、月 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施しております。

施設名	カンファレンス開始
特別養護老人ホーム りんごの丘（博多区）	2024.6～
特別養護老人ホーム 天拝の園（筑紫野市）	2024.7～
特別養護老人ホーム ねむの木（那珂川市）	2024.7～
特別養護老人ホーム 悠生園（大野城市）	2024.8～
特別養護老人ホーム はなつくし（大野城市）	2024.12～
介護老人保健施設 あじさい（那珂川市）	2025.2～
特別養護老人ホーム 同朋園（太宰府市）	2025.4～

⑥ 入退院支援加算について

当院では、病棟ごとに入退院支援及び地域連携業務を行う専任の職員を配置し、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。各病棟に掲示しておりますのでご覧ください。

(令和 7 年 4 月改定)

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）65歳未満の方

一般	標準負担額（1食あたり）	
	一般（指定難病患者）	510円（300円）
低所得者（住民税非課税）	過去1年間の入院が90日以内	240円
	過去1年間の入院が90日超	190円

入院時生活療養費・生活療養標準負担額（1食につき）

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費・光熱水費について、下記の標準負担額

（1食当たりの食費＋1日当たりの居住費）をご負担いただいております。

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額		
		食費 (1食)	居住費 (1日)	
一般	① 一般（下記のいずれにも該当しない者）	510円	370円	
	② 厚生労働大臣が定める者（※1）（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	510円	370円	
	③ 指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	300円	0円	
低所得者Ⅱ	④ 低所得者Ⅱ（※2）（⑤⑥に該当しない者）	240円	370円	
	⑤ 低所得者Ⅱ 〔厚生労働大臣が定める者（※1）〕	申請月以前の12月以内 の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内 の入院日数が90日超	190円	
	⑥ 低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内 の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内 の入院日数が90日超	190円	
低所得者Ⅰ	⑦ 低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）	140円	370円	
	⑧ 低所得者Ⅰ〔厚生労働大臣が定める者（※1）〕	110円	370円	
	⑨ 低所得者Ⅰ（指定難病患者）	110円	0円	
	⑩ 低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者			
	⑪ 境界層該当者（※3）			

※1 〔厚生労働大臣が定める者〕とは療養病棟入院基本料の入院料1～24又は28～30

※2 70歳未満の低所得者（限度額区分「才」）は、70歳以上の低所得者Ⅱに相当

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者